

令和 7 年度事業計画書

公益社団法人 日本小児科学会

[目 的]

小児科学に関する研究の推進および小児科医の育成を通じて、小児医療全般の進歩、発展をはかるとともに、会員相互の交流を促進し、子どもの健康・人権・福祉を守り向上させることを目的とする。

[事 業]

上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小児医学・医療の研究および振興を目的とする事業
- (2) 小児科医師の教育および専門性の向上を目的とする事業
- (3) 小児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 小児医学・医療の社会への普及啓発および還元を目的とする事業
- (5) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業

[個別の事業]

1. 学術集会

第 128 回学術集会を令和 7 年 4 月 18 日（金）から 20 日（日）まで「子どもたちに持続可能な小児医療の未来を」をテーマに名古屋市（ポートメッセなごや）において、名古屋市立大学医学研究科新生児・小児医学分野齋藤伸治会頭主宰により開催する。

2. 機関誌

日本小児科学会雑誌、Pediatrics International を発行する。

3. 小児科専門医

- (1) 小児科専門医試験（筆記・面接）を令和 7 年 9 月 6 日（土）、7 日（日）に実施する。
- (2) 小児科専門医更新
 - ①新専門医制度更新申請を令和 7 年 3 月に受付け、審査のうえ、日本専門医機構とともに認定する。
 - ②日本小児科学会認定の専門医制度更新申請を令和 7 年 3 月及び 9 月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (3) 認定小児科指導医の申請・更新申請を令和 7 年 3 月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (4) 小児科専門医研修施設・同支援施設の申請・更新申請を令和 7 年 3 月及び 9 月に受付け、審査のうえ、認定する。
- (5) 小児科領域専門研修プログラムの一次審査を行う。

4. 委員会

本学会の事業（調査研究、学術集会・講習会・フォーラム等の開催、機関誌の発行、専門医制度の運営、関係機関への要望書の提出、小児医学・医療に関する情報発信、提言作成、その他）を遂行するために委員会は活動し、必要に応じて会議を開催する。

5. 本学会の目的達成のため、国・官公庁、国内外の医学・医療関係団体との協力、協議を行う。

6. 表彰

日本小児科学会学術研究賞、日本小児科学会小児保健賞の表彰を行う。

7. 地区小児科学会の活動を支援する。

8. 総会

令和7年4月に通常総会を開催し、令和6年度決算、ほかの議案について審議する。

9. 理事会

理事会を年4回以上、開催する。

10. 業務執行役員会議

緊急案件、その他を審議するため、会長、副会長、総務担当理事、財務担当理事、監事による業務執行役員会議を年2回以上、開催する。

11. 地区代議員会

理事会からの諮問事項等を審議するため、各地区代議員会を開催する。

以上